

議案第87号

調布市建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第63条第1項の規定により、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定めるものとする。

(建築士が説明を要する建築物の用途)

第2条 法第63条第1項に規定する条例で定める建築物の用途は、法第20条第2号及び第3号に掲げる建築物を除いたものとする。

(建築士が説明を要する建築の規模)

第3条 法第63条第1項に規定する条例で定める建築の規模は、建築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。